

千葉県プロスポーツ選手等顕彰規則（案）の概要

1 制定理由

県では、これまでプロスポーツに特化した表彰制度はありませんでしたが、県内プロスポーツ選手等の活躍に対して、成績や話題性、地域への貢献度等に応じて表彰することを通じて、県民のスポーツに対する意識の高揚又は地域の活性化を図るため、プロスポーツに特化した表彰制度を新設することとしました。

2 規程内容

○この規則は、プロスポーツにおける活躍等を通じた県民のスポーツに対する意識の高揚又は地域の活性化に功績のあったプロスポーツ選手等（県内に居住し、又は居住していたプロスポーツ選手等に限る。以下同じ。）の顕彰について、必要な事項を定めるものとします。

○顕彰の方法について、顕彰は、賞状又は感謝状を授与して行う。

○賞状及び感謝状の授与については、以下の3点とします。

- 1 知事は、プロスポーツの試合等において特に優れた成績を収めたプロスポーツ選手等に対して、賞状を授与することができる。
- 2 知事は、スポーツを通じた地域における活動によりスポーツの推進に関する県行政に積極的に協力したプロスポーツ選手等に対して、感謝状を授与することができる。
- 3 賞状及び感謝状の授与は、必要の都度行う。

3 施行期日

令和5年4月1日（予定）